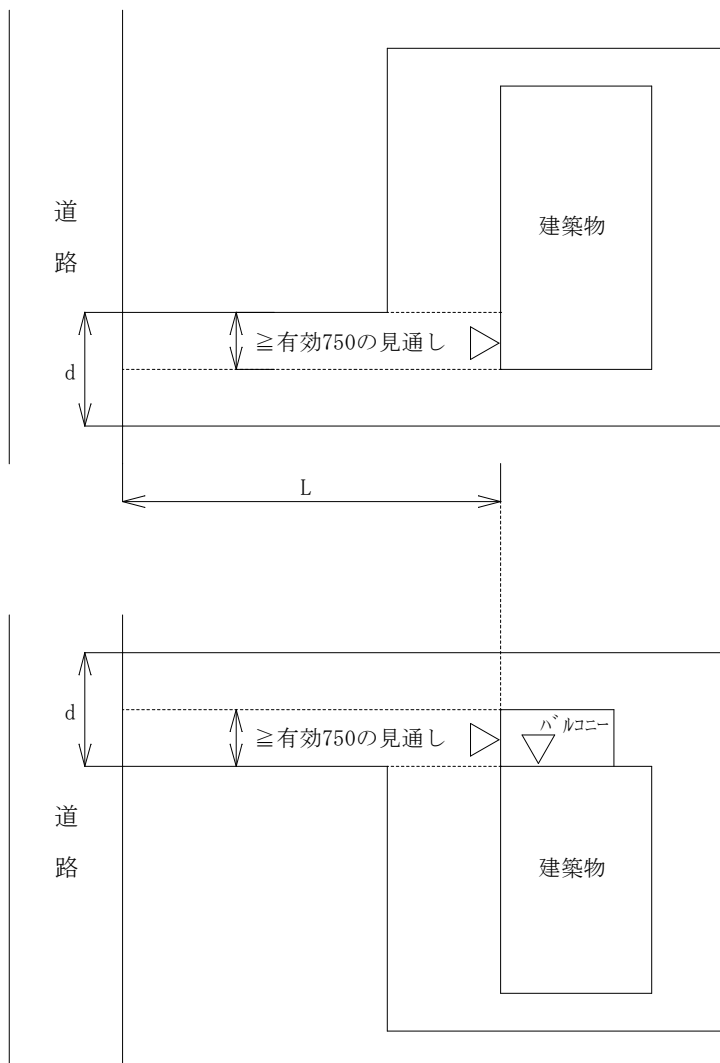


次の基準に適合する場合においては、路地状敷地に建築される建築物についても、令126条の6及び令126条の7の規定上、非常用の出入口等が「道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面する」ものと解することとする。

なお、本取扱いによっても道又は道に通ずる幅員4m以上の通路その他の空地に面するものと解されない場合にあっては、3階以上の建築物を建築することはできない。

1. 道から非常用の出入口等までの延長が20m以下であること。
2. 路地状部分の幅員が2m以上であること。
3. 地階を除く階数が3であること。
4. 特殊建築物の用途に供するものでないこと。
5. 非常用の出入口等（当該非常用の出入口等に付随するバルコニーその他これに類するものを含む）が、道から直接確認できる位置に消防上有効に設置されていること。



$$2m \leq d < 4m$$

$$L \leq 20m$$

凡例
▽：出入口等
W=750以上, H=1200以上
又は 直径1m以上の内接円

$$2m \leq d < 4m$$

$$L \leq 20m$$

備考	建築物の防火避難規定の解説2016(第2版) P.144 類似規定	西宮市建築基準法取扱い基準 2010.04.01 2024.04.01
----	-----------------------------------	---